

議案第百十八号

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年十一月二十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「議員報酬月額」を「議員報酬月額に」に、「百分の百八十五」を「百分の二百」に改める。

第二条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表中「九〇七、六〇〇円」を「九〇二、六〇〇円」に、「七八五、二〇〇円」を「七八〇、二〇〇円」に、「六五三、八〇〇円」を「六四九、八〇〇円」に、「六二六、七〇〇円」を「六二二、七〇〇円」に、「六一四、七〇〇円」を「六一〇、七〇〇円」に改める。

第八条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百八十二・五」に、「百分の二百」を「百分の百九十二・五」に改める。

付 則

1 この条例中第一条の規定及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和二年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第八条第二項の規定にかかわらず、令和元年六月一日以前三月以内の在職期間が三月に満たない者に係る同年十二月に支給する期末手当の額は、同月一日現在（同条第一項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）においてその者に支給すべき同条例第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額（以下「基準額」という。）に百分の百九十二・五を乗じて得た額と、基準額に百分の七・五を乗じて得た額に同年六月一日以前三月以内の期間におけるその者の同条例第八条第二項の表在職期間の欄の上欄に掲げる在職期間の区分に応じて同表に定める割合を乗じて得た額とを合計した額とする。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するため、本案を提出いたします。